

勝浦市婚活支縁員制度利用規約

勝浦市婚活支縁員（以下「支縁員」という。）が実施する結婚相談について、次のとおり利用規約を定める。

（利用資格）

第1条 結婚相談の申し込みができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 結婚を前提とした交際を希望していること。
- (2) 20歳以上で独身であること。

（利用方法）

第2条 結婚相談の申し込みを希望する者は、本規約を承認の上、勝浦市結婚相談所（以下「相談所」という。）へ登録するものとする。

2 相談所への登録及び相談申し込みは、「勝浦市結婚相談所」登録・結婚相談申込書兼同意書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、「勝浦市結婚相談所」結婚相談用履歴書（別記様式第2号）及び顔写真付き身分証明書の写しを添付して、勝浦市芸術文化交流センターに提出するものとする。

なお、勝浦市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者又は過去に該当していた者は、申し込みできないものとする。

（利用料）

第3条 結婚相談料は無料とする。

（申込有効期間）

第4条 結婚相談の申込有効期間（以下「有効期間」という。）は、申込日（第2条に掲げる書類等が勝浦市に提出された日）から2年間とする。

2 第2条に規定する相談所への登録及び結婚相談の申し込みをした者（以下「結婚相談者」という。）が結婚相談を継続中である場合、有効期間を2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（禁止事項）

第5条 結婚相談者に次に掲げる行為があったことが判明した場合、勝浦市又は支縁員は、事前の承諾なく結婚相談を中止することができるものとする。

- (1) 履歴書等に虚偽の内容の記載、虚偽の申告をする行為

(2) 結婚相談者のどちらか一方が交際する意思がないことを表明した後、その相手に連絡又は接近する行為

(3) その他、勝浦市及び支縁員が結婚相談者の行為として不適切であると認めた行為

(免責事項)

第6条 支縁員による出会いの仲介後の情報交換や交際については、結婚相談者各自の責任において行うこととし、勝浦市及び支縁員は一切責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第7条 勝浦市は、結婚相談者への事前通知、承諾なしに本規約を随時変更できるものとする。

(個人情報)

第8条 勝浦市及び支縁員は、勝浦市個人情報保護条例（平成16年3月22日条例第4号）の規定により、知り得た個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないように、その取り扱いを適正に行うとともに、結婚相談業務以外に利用しない。

2 勝浦市及び支縁員は、結婚相談者の承諾なしに、知り得た個人情報を第三者に開示しない。ただし、法令等に基づく開示請求に関しては、この限りではない。

(利用の中止・終了)

第9条 結婚相談者は、成婚その他の理由により、申し出によって支縁員による結婚相談を中止又は終了若しくは勝浦市結婚相談所への登録取消をすることができる。

附 則

この規約は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。